

【Q&A】 青は変更部分

1 はじめに

Q： 何が変わったのか。

A： 主な変更点は3つです。

① 提出書類の一部簡素化を行いました。

(販売品目及び販売価格一覧表の省略)

② 出店箇所に松原団地記念公園を追加しました。

③ 占有許可の更新時、

占有変更許可申請書ではなく、占有許可申請書の提出としました。

2 募集要領の記載について

Q： 出店場所の「市が指定する場所」とは。 **募集要領 3**

A： データ取りのため、募集要領にない場所への出店を打診する可能性があります。
打診した場合も強制ではなく、任意となります。

Q： 出店日数(2)の「なお～」の意味がよく判らない。 **募集要領 5**

A： 期間内の平日を出店必須の日数としてカウントできる、という趣旨です。
事業の趣旨を考慮しつつ、出店日数の条件緩和と利用者が多い期間の出店促進、
を目的として「土日祝日扱いでカウントできる日」を設けた、とご理解いただければ幸いです。

Q： 日によって出店場所を変えてもいいのか。 **募集要領 5**

A： 当初に申請がなされ、合算で出店日数の規定を満たせば問題ありません。

Q： 必要な出店日数は月ごとにクリア必須なのか。 **募集要領 5**

A： 年度ごとに日数をクリアしていればOKです。

Q： 雨天の場合、出店中止は可能か。 **募集要領 5**

A： 可能ですが、事前連絡が必要となります。ただし、料金は返還いたしません。
なお、当初に予備日の申請がない限り、振替はできません。

Q： 営業時間は変えられるのか。 **募集要領 6**

A： 設営は8時30分から可能ですが、近隣の迷惑にならないことが大前提です。
また、事前連絡があれば、営業開始を遅らせたり閉店を早めることも可能です。
ただし、午後5時以降の延長はできません。

Q： 「月の途中で～出店日が属する月から～月額総額を前納してください。」の意味がよく判らない。**募集要領 7**

A： 月の途中から出店する場合でも、月額3,000円が必要、という趣旨です
(例：1月20日が出店初日 → 1月分も月額3,000円をいただきます)

Q： 出店日ゼロの月でも、月額3,000円は納付するのか。

A： 出店日ゼロでも納付をお願いしています。

事業の趣旨(にぎわいの創出)に鑑み、通年の出店を想定しているためです。

上記のとおり、必要な出店日数については年度内でクリアすればOKとしますが、市としては、出来るだけ出店をお願いしたいと考えています。

Q： 本市条例指定の料金にするという話はどうなったのか。**募集要領 7**

A： 既存店舗の状況等を考慮し、当面の間据置の月額3,000円としたものです。

Q： 報告書のニーズ調査は何を目的としているのか？ **募集要領 9**

A： 本事業の最終目標である常設の売店や飲食店設置の可能性を探るため、
「公園利用者がどのような物を求めているのか」「どの程度の利用があるのか」
等を知りたいと考えています。

Q： ニーズ調査への協力は義務なのか。**募集要領 9**

A： 令和元年度から報告必須とさせていただいております。

Q： 行為許可書と占用許可申請で提出回数が違うのは何故。**募集要領 10**

A： 都市公園法の規定により、占用許可は3か月ごとの申請となるためです。

市では、移動販売車(キッチンカー)を、都市公園法第7条第6項の「催しのための仮設工作物」と捉えており、この場合、都市公園法施行令第14条第4項の規定により3か月ごとの申請が必要となります。

行為許可申請については、都市公園法上、期間の規定が見当たらないため、事業者の負担軽減を考慮し、年度ごとの申請で可としております。

また、令和元年度から通年事業となることを考慮し、同一年度内の公園占用許可申請時の提出書類を一部緩和しています。

ただし、今後の運用次第で変更となる可能性があります。

Q： 占用更新時の書類を占用許可申請に変えたのは何故。**募集要領 10**

A： 運用誤りの是正です。

都市公園法の規定上、3か月毎に新規許可という扱いになる、と判明しました。

このため、許可内容変更用の公園占用変更許可申請書はふさわしくない、と判

断したものです。

Q： 提出書類がいくつか無くなっているが何故。 募集要領 10

A： 販売品目及び販売価格一覧を省略しました。

販売品目及び販売価格一覧表については、出店者の要望等を踏まえ、試験的に「営業許可の範囲内の飲食物ならOK」とするものです。

Q： 事業概要書の記載内容はこういったものか。 募集要領 10

A： 事業者としての適性確認が目的であり、特に規定はありません。
事業の概要がわかれば問題ありません。

様式任意としていましたが、問い合わせ状況を踏まえ、想定している様式を別途掲載としました。

Q： 公園内の電気・水道は使えるのか。 募集要領 13

A： 使えません。事業者サイドで準備してください。